
変わる民事上の「成年」の年齢、どんな影響がある？

18.06.01 | オリジナルメルマガ



最近のニュースで、民法の改正が進められ、「成年」に達する年齢が20歳から18歳に引き下げられる方向である（厳密には、改正の決議が進められている）との話が出ていました。これにはどのような意味があり、どんな影響があるのでしょうか？関連する法律の改正などとともに触れていきます。



○民事上の「成年」の改正とは？

現在国会で改正が進められている民事上の「成年」の変更、これはいったいどのようなものなのでしょうか？これまで、成年というと20歳、全て同じだというお考えの方がいたかと思われます。実際にはそうではなく、選挙はいつからできるのか・刑事事件を起こした時に成人としての責任を負うのはいつからか・飲酒や喫煙は何歳から法律上許されるのかすべてバラバラです。

前回の国政選挙では18歳から投票ができるということで、学生の方がどう考えるのかという話題がニュースで出ていました。これに対して、ここでいう「成年」とは、簡単に言えば、一人でいつから有効に契約ができるのかという話になります。

これまで、「未成年」の方は保護者の同意がないとアパートその他の契約ができないという形になっていました。こうした話はよく見られることかと思われます。その理由としては、未成年の方が契約をした場合は原則として取り消しができる・例外として、保護者が同意や代理をした場合、未成年の方が成人であると偽った場合は取り消しできないとされていたからです。ここでいう「取り消し」とは、簡単に言えば、契約の効力を後から否定できるという話になります。

今回の改正では、

- ①こうした契約の取り消しができなくなる（言い換えれば、一人で契約ができる）年齢を18歳以上とする
- ②男女ともに結婚ができる年齢を18歳からとする
- ③飲酒や喫煙の法律上の禁止などはそのまま維持する（つまり、20歳以上のまま）
- ④18歳から19歳までの方が、断れない形で契約をすることになった場合などの法律上の保護策を増やす

などの点が改正をされる方向です。

○改正の影響は？

先ほど触れましたように、未成年の方が契約をしても基本的には取り消しをして、契約の効力を否定できますから、その影響は大きいです。18歳や19歳の学生のお子様がいる方の場合には、うかつに下宿先等で契約をしても後でその効力を否定することで被害などを防ぐことができます。こうした方を相手に商売をされる方は、保護者の方の同意を慎重に得る必要がありました。

こうした事柄が今後変化します。結婚可能年齢の変化もさることながら、このような点の変更は大きな意味を持つものと思われます。

ここで出てくるのが、社会経験がそこまでない18歳から19歳の方（実際には20歳を超えたからといって、当然に社会経験があるわけではないでしょう）の場合に、うっかり契約締結に至った場合、今後どうすればいいかということです。この点に対応するために、現在、消費者契約法という法律が改正され、保護される場合（言い換えれば、対応する事柄があった場合に取り消しができる場合）が増える予定になっています。

- ① 不安をあおる告知
- ② 恋愛関係など人間関係を利用して契約に至った
- ③ 契約をする前に、契約によって行う事柄を実施した場合
- ④ 利益になることを告げることで、不利なことがない、と買い手が信じた場合に不利益なことを敢えて告げない場合の範囲を拡大

このほか、事業者側が契約で責任を負う場合を自ら決める事項を定めた場合であっても、そうした決まりを無効とするなどの点も改正予定です。分かりにくいで具体的を上げます。

- ① の例は、就職活動その他を行っている学生に、不安をあおってこのセミナーを受けないと一生成功できないなどといって、セミナーに誘いバックエンド商品を買ってもらう場合です。②の例は、恋人商法（デート商法）その他人間関係を利用して、買ってくれないと関係を切るなどといって、契約させる場合です。③は、注文をする前に、必要な事柄を業者側でしておく場合です。

これに対して、④はこれまで取り消しが可能な場合がありましたが、販売側が敢えて告げないという事柄までを要求していたため、実際の取り消しが難しかったのを、当然分かっていて告げなかった場合まで拡大をしたものです。

ちなみに、無効になる場合として挙げると、例えば、販売業者側が責任があると認めた場合のみ損害賠償責任を負うなどの項目をいくら契約書に入れておいた場合です。この場合はこういった項目を入れても意味はありません。契約書に入れておけば、その項目が相手を拘束するのが原則ですが、強制的に例外を設けるのがこの項目の意味といえます。

いずれにしても、未成年だから問題が大きい、だから取り消せるようにしようというものではありません。成人であっても①～④には該当する場合があります（つまり、成人であっても①から④に該当すれば取り消し可能です）。事業者側は、努力義務にすぎませんが、何通りも解釈できるような文言を設けない・販売するときは、取引相手の知識などを踏まえた情報を提供するように義務付けられています。あくまでも、強制力のない義務ではありますか、「消費者トラブル」を避けながら、ご商売をされる場合には意味がある話になるのではないかと思われます。

このように、10代後半の方の一部をお客様とする場合、お子様がいる場合には、影響が出てきますから、注意が必要でしょう。

契約書を作らない場合、どんなリスクがある？（「士業」編）

18.06.01 | オリジナルメルマガ



この記事を書いている当職自体が士業ですが、弁護士には原則として契約書を作ることになっていますので、主に税理士・社労士・司法書士・行政書士など他の士業の方を念頭に以下記事を記載します。

ちなみに、「士業」とは、「～士」という名称の専門資格職業の俗称で、「さむらいぎょう」とも呼ばれています（wikipediaより）。



○そもそも、士業に依頼をした場合の契約とは？

士業の方に依頼する場合、見積書を出してもらい依頼することもあれば、それがないこともあります。また、個別の事柄に対応してもらう（登記手続きの依頼・測量や境界確定の依

頼・許認可の申請の依頼や相続手続きの依頼など) 他に、顧問契約を結ぶ(税理士や社労士の方)が考えられます。

このように形態や継続期間の違いがありますが、士業の方へ依頼する場合の契約は「委任契約」と呼ばれるものが大半となります。ここでの話に合わせれば、税務や法律関連等の事柄の処理を依頼する契約ということになります。契約書で細かい決まりを作つていれば、そこで決めた通りになります。ただし、文言などを巡つて解釈が依頼した側と依頼を受けた側で異なる可能性がありますから、依頼する際に疑問に思えば質問をした方がいいでしょう。

契約書がない場合には、民法という法律で取り決めた内容の通りになります。基本的に、士業の方との委任契約は、依頼する事柄の内容と費用面の取り決めがあれば、契約自体は成立します。問題なく業務対応が出来ていればいいのですが、問題となるのは途中で契約を辞める場合です。これは、士業側から申し出る場合もありますし、依頼している方から申し出ることもあります。

○もし、途中で契約を辞める場合の問題点は?

途中で辞める場合の問題点としては、①そもそも有効に中途解約ができるか②中途解約をした際のお金の清算、の問題があります。いわゆる顧問契約の場合は①が問題になってきます。

①中途解約はできる?

① が問題となるのは、法律上、「委任契約」で特に依頼を受けた側の利益を

図る契約の場合は、解約をする側から損害賠償をしないと解約ができないとされているためです。こうした場合に当たるかどうかという点については、結論からいうと当たりません。これは、解約前〇月前までの通知を要すると契約で取り決めていた場合も同様とされています。

② 解約時の費用や報酬の清算・支払いは?

次に②の点です。契約で取り決めていれば基本的には決めている通りです。決めていない場合は、既にサービス提供済みの程度に応じての清算となります。しかも、そうはいっても、これだけでは分かりにくいと思います。見積書などで提供部分と費用対応がはっきりしていて、実際に解約まで提供した部分があれば問題は少ないでしょう。しかし、実際には、

そこまではっきりしていないケースも多く、何をどこまで清算するのかはっきりしない可能性も十分あります。士業の方にとっては、とりあえずの清算案を出すにしてもこうした点は頭に入れておきたいところですし、依頼している側にも同様なことがあてはまりそうです。業界の相場がこの内容だといっても、根拠は準備をしておいた方がよさそうです。

しかし、今述べたことにはもう一つ注意点があります。それは、現在の法律では依頼を受けている士業の側のミスなどによって解約に至った場合には、報酬の支払いを求められないという点です。今述べた点は2020年4月以降民法の改正によって、支払いを求められるようになりますが、更なる注意点として、2020年4月以降の契約の場合でないと改正内容の適用はされないという点です。士業の側のミスといえるかどうかはご自身が納得いかないからという気持ちの話ではない点（つまり、客観的に見てミスなどがあったといえるかがポイント）にあります。これはケースごとの話になってくるかと存じます。

士業の方にとっては、契約する前に様々説明をすることが必要になってきます。また依頼を受けた後に士業側で受け取ったお金や書類などの引渡しをどうするのか等も法律で決まっていますから、契約書を作らず大まかな合意をする際には、法律でどう決められているか、きちんと確認しておくことがリスク防止に必要と思われます。

サッカー界を例に考える 組織運営に欠かせない説明責任とは？

18.05.30 |

このところ、政界やスポーツ界などのニュース



で“説明責任”というワードがクローズアップされている。

“説明責任は不祥事を起こした際に求められるもの”と思われがちだが、問題が生じたときだけに必要となるものではない。

結果やその過程の善し悪しに関係なく、組織運営には欠かせないものの一つなのだ。

今回も引き続き“サッカー日本代表の監督交代”を例に挙げ、企業における説明責任について考えてみようと思う。

説明を求めるファンの声が多数



2018FIFAワールドカップ・ロシア大会（以下、W杯）の開幕を今年6月に控えて、日本サッカー協会は4月に日本代表監督の交代に踏み切った。

この決定について、日本のサッカーファンの反応は厳しいものだった。

日本サッカー協会の田嶋幸三（たしま こうぞう）会長は、監督交代の理由を“選手とのコミュニケーションや信頼関係の薄れ”と説明したものの、
「W杯開幕が2カ月後に迫ったこの時期に監督を代える理由がはっきりしない」

といった意見が、突然の解任劇から 2 カ月が経過した今も続いている。

“なぜこの時期に”ということと、“なぜハリルホジッチ監督ではダメだったのか”について、具体的な説明がなされていないことが要因だろう。

日本代表を支えているのは、サポーターと呼ばれる熱心な支持者はもちろん、ライト層も含めたファンだ。

決して安くない試合のチケットを買ってくれる彼らは、日本サッカー界にとって大切な消費者である。

そのため、彼らのようなファン（消費者）の信頼をなくすことは、サッカー界にとって大きなダメージだといえるだろう。

では、一般的に、**消費者などの利害関係者が納得するような“説明”**は、どのように行うべきなのだろうか？

結果や過程を

説明するだけでは不十分!?

説明責任（アカウンタビリティ/accountability）とは、『企業などの組織で権限を行使している者が自らの役割を果たした結果、またはそれを怠った結果について、株主や従業員、取引先、消費者などへその理由や経緯を踏まえて合理的に説明する責務』のことをいう。

対外的な説明を怠れば、組織の信用やブランドイメージの低下は免れない。

また、対内的な説明を怠れば、組織運営や人員確保という点で組織内部に影響を及ぼすだろう。

そのため、“説明責任を果たす”ということは、単なる結果やその過程の報告・説明だけにとどまらず、『組織内外からの評価を得ること』そして『将来のビジョンを示すこと』も必要だといわれている。

会長に求められる説明責任とは？

今回のサッカー日本代表の監督交代においては、

- (1) “なぜ監督を変更したのか”という経緯
- (2) 監督を変更したことによる具体的な将来のビジョン
- (3) 組織内外からの評価

の3点が不足している可能性が高いといえる。

もちろん、“将来のビジョン=W杯での勝利”ではあるだろう。

しかし、『そのビジョンを達成させる具体的な手段は何か』、『新しく決めたビジョンは組織内で評価されているのか』といったことをしっかり伝えることが、組織のトップである会長の“説明責任”ではないだろうか。

企業成長のための人的資源熟考

●プロフィール●

戸塚 啓（とつか・けい）

1968年、神奈川県生まれ。法政大学法学部法律学科卒業後、雑誌編集者を経てフリーのスポーツライターに。新聞、雑誌などへの執筆のほか、CS放送で欧州サッカーの解説なども。主な著書に『不動の絆』（角川書店）、『僕らは強くなりたい～震災の中のセンバツ』（幻冬舎）。